

# 令和元年度 長野市自転車活用推進計画策定支援業務委託 特記仕様書(案)

## 1. 業務の名称

長野市自転車活用推進計画策定支援業務

## 2. 業務の目的

平成 29 年 5 月に、自転車の活用を総合的・計画的に推進するため「自転車活用推進法」が施行され、平成 30 年 6 月には、「自転車活用推進計画」が閣議決定された。同法の中で、市町村単位でも、地域の実情に応じた計画を定めるよう努力義務が規定されている。このような中、本市では第五次総合計画において安全で快適な自転車空間の整備を進めることとしており、自転車を重要な都市交通手段の一つと位置付けた交通ネットワークの形成を目指している。

また、人口減少・少子高齢化が進む中、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進するにあたり、自転車は交通手段としてのみならず、環境負荷の軽減や健康増進、観光振興など多岐にわたり、その役割が重要となっていることから、自転車を活用した魅力あるまちづくりを進めるため、長野市自転車活用推進計画を策定する。

## 3. 業務期間

契約締結日から 2020 年 3 月 31 日まで

## 4. 業務内容

### (1) 業務計画の立案

本業務の特記仕様書に基づき、業務の工程や体制等について記載した業務計画書を作成し、担当職員に提示する。

### (2) 自転車利用環境に関する現況の整理

自転車活用推進法で定められた 14 項目の重点施策、国の自転車活用推進計画で定められた、目標及び実施すべき施策 (18 項目)。また、平成 31 年 3 月に長野県が策定した「長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例」及び「長野県自転車活用推進計画」に基づいて、それらに関連する長野市の取組や既存資料を整理する。

既存資料の整理については、長野市都市整備部交通政策課 (以下「発注者」という。) が収集整理するものとし、本事業を受託した事業者 (以下「受注者」という。) がとりまとめを行うものとする。

### (3) 自転車利用環境に関するアンケート調査の実施

- ①市民を対象とし、本市の自転車利用環境に関するアンケート調査を実施し、結果の入力、集計、分析を行う（2,000名を無作為抽出\*）。アンケート調査の内容としては、自転車の利用頻度や利用目的、移動経路やこれまでの自転車施策に関する満足度等について調査する。（アンケート内容は受注者からの提案とし、印刷、発送、回収を含むものとする）

※アンケート対象者は、自転車ネットワーク計画と整合を図りつつ、通勤・生活利用などの観点から検討し、発注者からの指示事項とする。

- ②市が独自に市内の高校生を対象に実施するアンケート調査の集計・分析も行う。アンケート数は約1,000名とする。（アンケートの印刷、発送、回収は市が実施し、アンケート内容は双方協議の上、決定する）

### (4) 長野市自転車活用推進計画の作成

計画は、国・県の自転車活用推進計画を勘案した計画を策定するとともに、当市の実情を踏まえたものとする。

#### ① 現状課題の整理

2) 3) の結果を基に、自転車活用の推進に向けた現状と課題を整理する。

#### ② 基本方針・基本目標及び指標の検討

次の基本方針に即した目標及び数値指標を検討する。

- 基本方針1 「自転車を活用したライフスタイルの定着」
- 基本方針2 「安全で快適な自転車通行空間の整備」
- 基本方針3 「安全に向けた啓発と賠償責任保険加入の促進」
- 基本方針4 「自転車を活用した観光振興」

#### ③ 具体施策の検討支援

基本方針や基本目標の実現に向けた具体施策を検討する。

#### ④ 計画及び概要版等の版下データの作成

計画及び概要版の作成にあたって、レイアウトの提案、図表、地図、イラスト、概念図、写真等を盛り込んで編集すること。

誰もが、読みやすい構成やデザイン等による計画の作成を提案すること。

### (5) 長野市自転車活用推進部会の開催支援

本計画に関係する各種団体や学識者により構成する推進部会の開催支援として資料作成及び会議への出席を行う（全5回を想定するが、受託者の出席は3回とする）。なお、本業務には、議事録作成と委員への謝金は含まないものとする。

※開催予定月（令和元年10月、令和2年1月、3月）

(6) 報告書の作成

上記の各項目について報告書を作成する。

(7) 打合せ協議

業務遂行のための打合せを行う。打合せ回数は、業務着手時・中間（3回）・業務完了時の5回とする。

## 5. 成果品

本業務において作成する成果物納期については、概ね次のとおりとし、詳細は契約時に本市と協議の上決定するものとする。

業務内容項目	納期等
1 アンケート集計・分析結果報告	令和元年10月頃
2 長野市自転車活用推進計画（素案）	令和元年12月頃
3 長野市自転車活用推進計画（案）	令和2年2月頃
4 会議等開催運営支援（資料作成：3回）	開催日7日前まで
5 長野市自転車活用推進計画概要版 1部（A4、4頁程度）	令和2年3月頃
6 報告書（A4サイズ）1部	令和2年3月
7 電子データ（報告書、概要版）1枚（CD-R）	令和2年3月

## 6. 再委託の禁止

受注者は、本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。

ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

## 7. 業務に必要な書類等

(1) 業務着手時に次の関係書類を提出し、発注者の承認を得ること。

① 業務内容のスケジュールを明確にした業務計画書

(2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、発注者の承認を得ること。

① 業務完了届

② 成果品

## 8. 業務履行の確認及び支払

前項に掲げる関係書類について、発注者の担当職員の検査を受けた後、受注者からの請求に基づき支払う。

## 9. 個人情報の保護

受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、長野市個人情報保護条例及び別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

また、発注者が求める場合には、個人情報の管理状況を報告すること。

## 10. その他

成果品に文献資料を用いる場合は、著作権侵害等に注意した上、出典等明記する。

受注者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、発注者の指示の下、業務を円滑に遂行することとする。